

平成30年5月15日発行

成年後見制度利用促進 ニュースレター

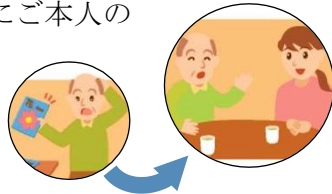
成年後見制度利用促進ニュースレター 第2号

1. 裁判所の成年後見制度手続案内用パンフレットがリニューアル！

成年後見制度の利用をお考えの方に、制度や手続を案内するために作成されているパンフレットが3月にリニューアルされましたので、この度、最高裁判所より改定のポイントを伺いました。

認知症、精神障害、知的障害などによって判断能力が十分ではない方に安心して成年後見制度を利用していただくためには、制度を利用されるご本人に制度の内容や制度を利用した際のメリットを理解していただくことが必要であると考えています。

そのため、改定にあたっては、パンフレットの冒頭で、どのような場面で成年後見制度を利用するか、制度利用後にご本人が受けられる支援にはどのようなものがあるかといったことをご本人がイメージしやすいように、場面ごとにイラストを表示し、わかりやすい文章で表現するなど、今まで以上にご本人の視点を意識して制作しました。



このパンフレットは、全国の家庭裁判所の窓口で配布されているほか、裁判所ウェブサイト内の後見ポータルサイト



(<http://www.courts.go.jp/koukenp/koukenp5/>)に掲載していますので、ご覧ください。

また、自治体における研修会等でパンフレットを利用されることをご希望の場合は、最寄りの家庭裁判所（事務局総務課）までお問い合わせください。

▶ 本号の掲載内容

1. 裁判所の成年後見制度手続案内用パンフレットがリニューアル！
2. よくあるQ&A「今ある『成年後見センター』を、中核機関と判断してもいいですか？」
3. 市町村職員を対象とするセミナー 申込受付を開始しました



厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号
電話 03-5253-1111【代表】（内線 2228）FAX 03-3592-1459
利用促進ホームページ

厚生労働省ホームページ 成年後見制度利用促進

で 検索



2. よくある Q&A

本コーナーでは、成年後見制度の利用促進に関するお問い合わせのなかから、よくあるものについてご紹介いたします。



？ 今ある「成年後見センター」を、中核機関と判断してもいいですか？

当自治体では、市内の社会福祉協議会に委託し、成年後見センターを設置しています。このセンターは、成年後見制度に関する啓発や相談対応を行っていますが、基本計画にある「受任者調整（マッチング）等の支援」や「後見人支援機能」は担っていません。この「成年後見センター」を中核機関であると判断してもいいですか？

基本計画での考え方

中核機関については、基本計画 P17 ウ) 運営の主体において「地域の実情に応じた適切な運営が可能となるよう、市町村による直営又は市町村からの委託などにより行う」とされており、「市町村の判断により、地域における取組実績等を踏まえ、一つの機関ではなく、複数の機関に役割を分担して委託等を行うことも考えられる」と示されています。

この点から考えると、ご質問の「成年後見センター」は啓発や相談対応を行っているので、権利擁護支援の地域連携ネットワークの「広報機能」、「相談機能」の中核を担っており、市の判断によって、中核機関であると判断することが可能です。

委託先である社会福祉協議会等も「この成年後見センターが中核機関である」という認識を共有しておくことが重要です。また、地域の住民や関係機関等に中核機関であることを周知することで、「相談機能」がより発揮されることとなります。



段階的な体制整備

ご質問の「成年後見センター」を中核機関と位置づけるとしても、受任者調整（マッチング）等の「成年後見制度利用促進機能」や、選任された後見人等のモニタリング・バックアップを行う「後見人支援機能」を担うことができるのか、市として検討、協議を続けることになります。このような、権利擁護支援の地域連携ネットワークの段階的整備について、現状を把握し、課題を整理し、どのような方法が良いのかを選んで計画的に実行していくことを考えていきましょう。社会福祉協議会への委託内容を見直すという方法もあるでしょう。別の機関（直営・委託含む）が他の機能を担うことも考えられます。

地域の権利擁護支援関係者や福祉関係者、家庭裁判所等とともに協議しながら、体制整備を進めている市町村もあります。また、広報・啓発や相談対応は各市町村で行い、困難な相談対応や受任者調整、後見人支援はいくつかの市町村で広域に設置した機関で行っている地域もあります。



中核機関の定義を明確にしてもらえると、判断しやすいのですが……

成年後見制度利用促進法に中核機関の定義は規定されておらず、基本計画で示されたものを踏まえて判断していくこととなります。基本計画でも、最低限どのような条件であれば中核機関とみなすかについて一律に示されておらず、今ある機関を中核機関

とみなすかどうかについては、市町村の判断が尊重されます。「機能の一部を担っている機関を中核機関と位置づける」ところから始めて、どうしたら他の機能も担えるかの検討や協議を続けていくことが大切です。計画的・段階的体制整備をお願いいたします。

市町村によっては、中核機関の機能のすべてを担う機関を単独で設置することが難しい場合も考えら

れます。広域な体制整備の支援について、成年後見制度利用促進法第15条の趣旨を踏まえ、都道府県のご尽力もお願いいたします。

成年後見制度の利用の促進に関する法律第15条（都道府県の講ずる措置）
都道府県は、市町村が講ずる前条の措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

老健局認知症施策推進室から4月26日付けで都道府県・指定都市高齢者保健福祉所管部(局)宛てに出されている国庫補助協議通知「平成30年度介護保険事業費補助金（認知症施策等総合支援事業）に係る協議書類の提出について」では、都道府県を補助先として（国1/2、都道府県1/2）、成年後見利用促進連携・相談体制整備事業を補助対象にしていることをお知らせしています。

具体的には、①中核機関の機能の強化やネットワークの構築の推進、②市町村を超えた広域的なネットワークの構築、③意思決定支援に関する普及・啓発、④市町村における先進事例の収集・普及が挙げられています。5月21日が締切ですので、ぜひご検討ください。



3. 市町村職員を対象とするセミナー 申込受付を開始しました

前号でお知らせした「第135回市町村職員を対象とするセミナー」を以下のとおり開催します。

テーマ：「地域における成年後見制度の利用の促進に向けた体制整備について」
日時：平成30年6月19日（火）13:00～16:50
会場：厚生労働省 講堂（中央合同庁舎第5号館：東京都千代田区霞が関1-2-2）
対象：市町村（特別区、一部事務組合等を含む。）、都道府県の職員の方を優先とし、定員の範囲内で、中核機関の委託を受けている方（受ける予定の方を含む。）の参加も承ります。

申込方法：メールで受付となります。詳細はホームページをご覧ください。

【開催通知はこちら】

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12600000-Seisakutoukatsukan/0000206129.pdf>

【申込用紙は以下のページよりダウンロードしてください】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunva/shakaihoshou/seminar/index.html>

プログラム（予定）

一 開会	13:00
二 行政説明 「成年後見制度利用促進計画について」 厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室長 須田 俊孝	13:00（30分）
三 自治体事例紹介	13:30～15:30
○導入・進行 「中核機関と地域連携ネットワークについて」 厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進専門官 川端 伸子	13:30（20分）
○事例1 「豊田市成年後見支援センターの設置と体制整備に向けた取組の実践報告」 豊田市福祉部福祉総合相談課 安藤 亨 氏 －休憩（10分）－	13:50（45分）
○事例2 「南会津町成年後見制度利用促進基本計画策定について」 南会津町 館岩総合支所町民課長補佐兼総務係長 （前健康福祉課 社会福祉係長） 橘 一明 氏	14:45（45分）
○まとめ －休憩（10分）－	15:30（10分）
四 情報交換 ※取組の現状や課題の共有等を含めた意見交換会・質疑応答を実施	15:50（60分）
五 閉会	16:50